

令和4年度における国民健康保険組合の 被保険者に係る課税標準額の調査について

本調査は、国保組合の被保険者の所得状況を、国庫補助額の算定に適切に反映するため、厚生労働省が全国の国保組合に対して定期的に行う調査です。

調査対象者は、当組合の被保険者である組合員のうち、系統的に抽出された、組合員とその家族になります。

調査方法は、マイナンバーを利用した情報連携により、調査対象となる被保険者の課税標準額を取得することとなっております。

個人情報の取り扱いには十分留意し、当該調査以外の目的で使用することはございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

神奈川県医師国民健康保険組合